

# 国府小学校いじめ防止基本方針

平成27年2月策定  
令和4年4月改定

## 1. 学校いじめ防止基本方針の策定について

学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年公布）第13条の規定に基づき、いじめの防止等の対策に関する「学校いじめ防止基本方針」を定めるものとする。

## 2. はじめに

いじめは、どの児童にも起こりうる深刻な人権侵害であることを認識し、児童が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組まなければならない。

国府小学校では、いじめをなくすため、日頃からユニバーサルデザインの視点を大事にした個に応じた分かりやすい授業を行うとともに、深い児童理解に立ち、生活指導の充実を図り、児童が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるように努めていく。また、いじめを含め、児童の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を図り、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童一人一人に応じた指導・支援を積極的に進めしていく。

## 3. いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じている

個々の行為が「いじめ」「いじめ類似行為」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

※いじめ類似行為とは（例えば、SNS等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を本人が知った時に、嫌な思いをする可能性が高い場合）

## 4. いじめ防止等の対策のための組織の設置について

### （1）いじめ防止対策委員会

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、関係学年主任、当該学級担任、**スクールカウンセラー**等からなるいじめ防止対策委員会（名称「いじめ・不登校対策委員会」）を設置する。対応する事案の内容に応じて医師、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験

者などの外部専門家等の参加・協力を得て、より実効的にいじめ問題の解決を図る。

＜役割＞

- ア) いじめの相談・通報の窓口としての役割（生活指導主任）
- イ) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録を行う役割  
(学級担任、学年主任、生活指導主任・養護教諭)
- ウ) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の管理職への報告  
(生活指導主任)
- エ) いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめ等の情報の迅速な共有、指導や支援の方針や保護者への対応を決定する役割  
(校長・教頭・教務主任)

(2) 学校運営協議会

有識者や地域住民及び保護者等で構成されている学校運営協議会で、いじめ防止等の取組について承認を得る。いじめを認知したときは、必要に応じて対応や状況について意見交換をし、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

## 5. いじめ防止等に関する取組

### (1) 未然防止の取組

「国府小さいじめ防止学習プログラム」(別紙)により学級・学校全体で取り組んでいく。

①学級経営・学習指導の充実

- ・他者への思いやりの心や、心の通い合うコミュニケーション能力を育む。
- ・規律ある態度で授業や行事に参加できるような学級づくり・集団づくりを行う。
- ・集団の一員としての自覚や自信を育み、自己有用感を高め、互いを認め合える学級づくり・集団づくりを行う。
- ・授業のユニバーサルデザイン化を基盤とした、だれにでも分かる授業づくりに努める。

②道徳教育、人権教育、同和教育など教育活動の充実

- ・道徳教育、人権教育、同和教育、すべての教育活動でいじめをしない・させない・見逃さない・許さない実践的な態度を育てる(人権教育・同和教育を各学期に学級で実施する)。

③学校全体でよりよい人間関係づくりの取組

- ・いじめ問題を発生させない学校づくりために学校全体で取り組むスキル教育「全校 SST (ソーシャルスキル・トレーニング)」で対人関係を円滑に築き、そして維持するためのスキルやコツを学び、実行できるようにする。
- ・「なかよし班」における交流活動を積極的に展開してよい人間関係を育むと共に、上學年はリーダーシップを發揮して班活動をリードする、下学年は協力や協調するなどの社会性を育てる。
- ・人との関わりの基本となる「挨拶」「言葉遣い」等について、児童会が中心となった主体的な活動を展開する。

#### ④いじめ見逃しゼロスクール集会の取組

- ・児童会を中心に、児童がいじめの問題等について主体的に考える「いじめ見逃しゼロスクール集会」を実施する。
- ・6月、10月は「いじめ見逃しゼロ協調月間」とし、学校が家庭・地域と連携した取組を行う。

#### ⑤インターネット等を介したいじめに対する対策

- ・全校児童の情報機器やインターネットの利用状況について把握し、外部機関による情報モラル学習会を行い、保護者と連携して適切な情報教育を行う。
- ・SNS、ゲーム機やスマートフォンなどメールを介したいじめは大人の目にふれにくく、発見しにくいことを踏まえ、情報モラル学習を進めるとともに、家庭と連携した取組を推進する。

### (2) 早期発見のための取組

#### ①情報の共有

- ・学年会や生活指導部会、終会での児童の情報交換、「子どもを語る会」（1学期4月、2学期8月、3学期1月）を実施し、情報を共有する。
- ・保健室や学校訪問カウンセラーからの情報提供を受け、情報を共有する。
- ・インターネット上のいじめについては、上越市教育委員会やネットパトロールを行っている機関と連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。

#### ②「学校生活アンケート」と教育相談の実施

- ・「学校生活アンケート」を毎月月末に実施し、いじめや学校生活等の状況を把握する。必要に応じて面談を実施し、いじめのサインを見逃さない。また、学習や人間関係の悩みなどの相談に応じる。（6月、11月は全員と面談する。）

#### ③教職員の人権感覚を磨く

- ・教職員自らの人権感覚を磨き、児童の言動についてアンテナを高くし、早期発見に努める。

#### ④特別支援教育コーディネーターとの連携

- ・児童の実態把握と適切な支援への助言。支援が必要となる児童への個別の対応体制づくり

#### ⑤教職員の人権感覚を磨き、アンテナを高くした実態把握。

（児童と心を通わす学級経営）

#### ⑥家庭との連携

- ・学校だよりや学年だよりによる子どもたちの活動の広報
- ・いじめ等に係る考え方の周知（学校だより等で）

#### ⑦地域との連携

- ・学校だよりによる教育活動の広報と周知
- ・登下校時の交通指導、あいさつ運動の活動を通した児童の実態の情報交換
- ・地域連携…主任児童委員、民生児童委員、学校職員

## ＜早期発見チェックリスト＞

### 【学校におけるいじめのサインの例】

- 急な体調不良    遅刻や早退の増加    授業開始前の机、いす、学用品の乱雑さ
- 学用品、教科書、体育着の紛失    学用品の破損、落書き    授業への遅参
- 保健室への来室の増加    日頃交流のない児童との行動    バイ菌扱いするおにごっこ
- 発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発    多数児童からの執拗な質問や反駁
- 図工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ    行間や休み時間の単独行動
- 特定児童の発言へのどよめきや目配せ    突然のあだ名    決まったメンバーでのプロレスごっこ
- 特定児童からの忌避、逃避    特定児童の持ち物からの逃避等

### 【家庭におけるいじめのサイン例】

- 登校しぶり    転校の希望    外出の回避    感情の起伏の顕著化
- 教師や友達への批判増加    隠し事の発覚    家庭でのお金の紛失
- 荒くなる金遣い    長時間の長電話や過度に丁寧な対応
- 衣服の不必要的汚れ    体への傷やいたずらの痕跡
- 保護者来校の拒絶    過度なネットへの対応    他

### 【地域で見られるいじめのサイン例】

- 登下校中に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。
- 一人だけ離れて登下校している。    故意に遅れて登校している。
- 地域の公園や道路、空き地等に一人でぽつんとしている。
- 公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている。
- コンビニや地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。    等

## (3) 即時対応・早期解消のための取組

### ①いじめ対応の構え

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まずに、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。

- ②速やかな報告・別紙「国府小いじめフローチャート」のルートで速やかに報告する。
- ③いじめ対策委員会の設置・・・事実確認のため下記の役割分担を行う。

### □被害児童への聞き取りと支援

○被害児童や情報提供児童を守り通すこと、秘密を守る事を伝え、できるだけ不安を取

り除き、複数の教職員で正確に聞き取りをする。

- 被害児童にとって信頼できる人物（親しい友人、教職員、家族、地域の人など）と連携しながら、被害児童に寄り添える体制を作り、状況に応じて心理や福祉の専門家など外部専門家の協力を得て支援する。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

#### □加害児童への聞き取りと支援

- 加害児童からも事実関係の聞き取りを行う。
- 加害児童には、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- 加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、加害児童の安心・安全・健全な人格の発達に配慮する。
- 必要に応じて心理や福祉の専門家など外部専門家の協力を得て、いじめをやめさせ、再発を防ぐ。

#### □いじめが起きた集団への聞き取りと支援

- 内容に矛盾がないかどうか聞き取りを行い、事実を明らかにする。
- いじめを黙認することは、いじめに加担することであることを理解させる。
- 「いじめを絶対に許さない」という教員の姿勢を示し、自分たちの問題ととらえさせ学校、学級全体で解決に向けて取り組む。

#### □被害児童保護者、加害児童保護者に対して

- 家庭訪問により、迅速に被害児童保護者に事実関係を伝える。
- いじめがあったことが確認された場合、迅速に加害児童保護者に連絡する。事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を行えるよう保護者の協力を求め、継続的な助言を行う。

#### □ネット等を介したいじめへの対応

- インターネット等を介した不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。児童の身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、市教委への連絡・報告を行い、直ちに所管警察署に通報し支援を求める。

### (4) 家庭や地域、関係機関との連携

#### ①家庭との連携

- 学校基本方針などについて学校便りなどで説明し、いじめ問題解決の重要性の認識を広めると共に、家庭と緊密に連携する。
- P T Aと共に、いじめ防止の理解や情報機器使用によるインターネット利用などに

に関する説明会・研修会等を企画し実施する。

### ②地域との連携

○学校基本方針やいじめ防止に関する取組を学校便りや地域における会議などで説明する。

○直江津地域青少年育成会議と連携し、児童が地域に関わる機会の充実を図る。

○児童が日頃からより多くの大人と関わることにより、社会性が育成されたり、いじめの未然防止や早期発見につながったりする場合があるので、地域への行事等への参加を促す。

### ③関係機関との連携

○JAST、すこやかなくらし支援室、児童相談所、警察署等と積極的に連携する。

## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連續して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

[平成25年6月 いじめ防止対策推進法 より]

### (2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、上越市教育委員会に速やかに報告する。
- 上越市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（上越市いじめ防止対策等専門委員会）を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を図る。
- 上記調査結果については、被害児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。また、上越市教育委員会へ調査結果を報告する。
- 以下、上越市教育委員会の指導及び「上越市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づいて対応する。

## 7 いじめ解消の定義

いじめが解消している状態は、以下2つの要件を満たしていることとする。

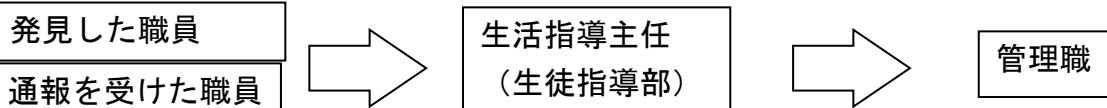
- いじめに係る行為が止んでいる。

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月以上継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

- いじめを受けた児童本人が心身の苦痛を感じていない。

## いじめに対する措置の流れ

いじめの発見・通報を受けたとき



来校の場合、複数の職員で通報を聞き取る。電話の場合は、内容を聞き取り、学校としての対応を後ほど連絡することを伝える。

情報の共有と対応の協議

職員会議

いじめ・不登校対策委員会の開催・対応の協議  
校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、  
関係学年主任、該当学級担任、スクールカウンセラー等  
(PTA会長・学校運営協議会長)

児童・保護者への対応

保護者

情報提供・支援

調査・事実関係の把握  
解決に向けた指導・支援  
関係機関への報告  
継続指導・経過観察

被害児童  
周囲の児童  
加害児童

指導・支援

重大事態発生

教育委員会へ報告

○教育委員会

○JAST

(上越あんしんサポートチーム)

○児童相談所

○警察

情報の収集と事実関係の整理

いじめの概要について教育委員会へ報告

上越市いじめ防止対策等専門委員会

上越市いじめ問題調査点検委員会

## < 国府小学校いじめ対応フローチャート >

(第一段階)

### <発見者>

- 被害児童の安全確保（必要に応じて加害児童の身柄確保）
- 生活指導主任、教頭、校長に連絡する。

### <校長・教頭・生活指導主任・学年主任・担任・スクールカウンセラー>

#### (いじめ防止対策委員会①)

- 簡単な内容確認

- 校長が役割分担を指示する。

### <担任・生活指導部など>

- 加害児童の聞き取り
- 被害児童の聞き取り
- 周囲の児童（または学級全体）への聞き取り

### <学年部・養護教諭>

- 被害児童の見守りと安全確保
- 該当学級の見守り

### <教頭>

- 教育委員会に第1報を入れる。

(第二段階)

### <校長・教頭・生活指導主任・学年主任・担任> (いじめ防止対策委員会②)

- 聞き取ったことのすり合わせ・事実確認
- 必要な場合は、再度聞き取りを行う。
- 加害児童と被害児童・該当学級への対応を協議する。

### <校長・教頭>

- 加害側保護者・被害側保護者・該当学級等への説明の方法を指示する。
  - ・家庭訪問か保護者来校か
  - ・説明会への説明内容と学校側出席者を指示。
- 加害児童への指導

### <教頭>

- 教育委員会に第2報を入れる。

(第三段階)

### <家庭訪問>

- (主に児童が被害者の場合)
- ・訪問する職員の決定
  - ・事実の報告とお詫び
  - ・今後の対応の説明
  - ・保護者の要望の聞き取り

### <保護者来校>

- (主に児童が加害者の場合)
- ・対応する職員の決定
  - ・事実の報告とお詫び
  - ・今後の対応の説明
  - ・保護者の要望の聞き取り

### <保護者説明会開催>

- (必要に応じて)
- ・参加する職員と役割の決定
  - ・事実の報告とお詫び
  - ・今後の対応の説明
  - ・保護者の要望の聞き取り

(第四段階)

### <校長・教頭・生活指導主任・学年主任・担任> (いじめ防止対策委員会③)

- ・被害児童、加害児童を含めた学校全体に対する今後の指導について協議。

### <校長> 緊急職員会議開催

- 職員に事実の報告・被害児童への加害児童による謝罪の場の設定・被害児童へのカウンセリングなど今後の対応を指示

### <教頭>

- 教育委員会に最終報告をする。